平成２４年（フ）第１０６３号
埼玉県上尾市大字原市344番地６　スム原市寮ルミネⅡ―207
債務者　齋藤　幸一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
埼玉県所沢市大字久米779番地の４　エクシード所沢203、前住所埼玉県所沢市南住吉７番23―205号　ユーネット２
債務者　坂本　静美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９７号
埼玉県川越市大字藤間391番地30　フォルトナート102号室
債務者　瀬山　康弘
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５０９号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢431番地11
債務者　田畑　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７３号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金898番地５　リリーフプラザ204号
債務者　寺川　秀行
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７４号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金898番地５　リリーフプラザ204号
債務者　寺川　玲子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９１号
埼玉県狭山市大字水野595番地の30
債務者　渋谷　七久
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９２号
埼玉県川越市野田町１丁目９番地13
債務者　小林富士子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８９号
埼玉県越谷市大字袋山2050番地１　ニートマルイビル702号、破産手続申立時の住所愛知県新城市矢部字上ノ川28番地３
債務者　原田久美子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１９号
高知市針木本町18番12号
債務者　中平　則夫
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２０号
高知市針木本町18番12号
債務者　中平　豊子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７号
福島県いわき市錦町上中田174番地
債務者　高橋　義貴
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第６６号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘南３番地　市営住宅２―14
債務者　鈴木　公子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１７５号
群馬県甘楽郡南牧村大字大日向甲1768番地
債務者　湊山　　修
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８０号
群馬県高崎市本郷町1504番地28
債務者　木村美恵子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７７５号
埼玉県北足立郡伊奈町小室818―２、住民票上の住所埼玉県川口市東川口４丁目30番20号ライトハウスＡ棟101号
債務者　田中　淳一
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６２号
埼玉県新座市野火止８丁目24番46号、旧住所埼玉県朝霞市泉水３丁目15番10―108号
債務者　掛井　　潤
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6253番地１、旧住所埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3101番地２
債務者　高橋　和好
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係